

大情審答申第 336 号
平成 25 年 5 月 16 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 及び別表 2 の（い）欄により諮問のありました件（以下「本件諮問」という。）について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 及び別表 2 の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る公文書を保有していない理由を別表 1 及び別表 2 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表 1 及び別表 2 の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表 1 及び別表 2 の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、特定すべき公文書の存否である。

3 平成25年3月15日付け大情審答申第332号（以下「先例答申」という。）について

当審査会は、先例答申で以下のとおり判断している。

(1) 先例答申別表4に記載の事案について

そもそも所管外業務に関する公文書についての公開請求であると認められ、探索するまでもなく、特定すべき公文書が存在しないことは明白であり、実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、実施機関の行った決定はいずれも妥当である。

(2) 先例答申別表6に記載の事案について

公開請求に係る公文書は、探索するまでもなく、特定すべき公文書が存在しないことは明白であり、実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、実施機関の行った決定はいずれも妥当である。

4 別表1及び別表2の(か)欄に記載の決定について

先例答申別表4及び別表6に記載の事案と本件諮問の別表1及び別表2に記載の事案は、それぞれその概要が同一であると認められ、また、先例答申における判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、本件各決定はいずれも妥当である。

なお、当審査会において、別表1の(え)欄に記載の旨の公開請求を見分したところ、公開請求に際して、公開請求に係る事務を担当する部署が明確であるにもかかわらず、異議申立人が別の部署を担当として希望する事案が散見されるが、どの部署が担当となるかは、異議申立人の希望に左右されるものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子